

## 青梅市パブリック・コメントに関する指針

### 1 目的

この指針は、パブリック・コメントに関し必要な事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上および市民参加の促進を図り、もって開かれた市政を推進することを目的とする。

### 2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリック・コメント 青梅市（以下「市」という。）の基本的な政策等を策定する過程において、その趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表して市民等から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 市民等 次に掲げるものをいう。
  - ア 市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者
  - イ 市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
  - ウ 市内に存する事務所または事業所に勤務する者
  - エ 市内に存する学校に在学する者
  - オ その他パブリック・コメントの対象となる政策等に直接的な利害関係を有するもの
- (3) 実施機関 市長、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会および固定資産評価審査委員会をいう。

### 3 対象

パブリック・コメントの対象となる基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定とは、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な政策を定める計画等の策定または重要な改定
- (2) 市の基本的な方向性などを定める憲章等の制定または改廃
- (3) 市の基本的な制度を定める条例の制定または改正
- (4) 市民生活または事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定または改正
- (5) 市民等に義務を課し、または権利を制限する条例の制定または改正
- (6) その他実施機関が特に必要と認めるもの

### 4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリック・コメントの対象としないことができる。

- (1) 政策等の策定が迅速性または緊急性を要する場合
- (2) 市税の賦課徴収および分担金、使用料、手数料等の徴収ならびに予算の定めるところにより行う金銭の給付に関する政策等を策定する場合。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出する場合

(4) 他の法令等の制定または改廃に伴い、必要とされる規定の整備その他軽微な変更を行う場合

## 5 政策等の案の公表

(1) 実施機関は、パブリック・コメントを実施して政策等の策定を行う場合には、政策等の案および市民等が当該政策等の案を理解するために必要な情報を公表するものとする。

(2) 前号の場合にあっては、次に掲げる事項を、併せて公表するものとする。

ア 意見の提出期間

イ 意見の提出先

ウ 意見の提出方法

エ その他市民等が意見を提出するために必要な事項

## 6 政策等の案の公表の方法

(1) 前項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、アによる公表に当たっては、政策等の案に替えて、その概要によることができる。

ア 市広報への掲載

イ 市ホームページへの掲載

ウ 実施機関の担当部署の窓口等での閲覧または配布

(2) 実施機関は、前号ただし書きの場合にあっては、政策等の案が直接見られる方法を記載しなければならない。

(3) 実施機関は、第1号の公表の方法のほか、必要に応じ、適切と認める方法により公表を行うことができる。

## 7 意見の提出期間

意見の提出期間は、政策等の案を公表した日から14日以上の間を設けるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合に限り、その理由を明らかにした上で、14日未満の間をもって実施することができるものとする。

## 8 意見の提出の方法

意見の提出は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 担当部署への書面の提出

(2) 郵便等による書面の送付

(3) ファクシミリによる送信

(4) 電子メールによる送信

(5) その他実施機関が認める方法

## 9 意見提出時の記載事項

意見を提出するものは、当該政策等の名称のほか、原則として住所、氏名等（法人その他の団体にあつては、所在地、団体名および代表者の氏名等）を明らかにするものとする。

## 10 意見の取扱いおよび公表

実施機関は、政策等の策定に当たっては、提出された意見を考慮の上、意思決定

を行うものとする。また、意思決定後、次に掲げる事項を速やかに第6項の規定に準じて公表するものとする。ただし、提出された意見のうち、個人および法人その他の団体の権利や利益を害するおそれがある情報その他公表することが不相当と判断される事項が含まれているときは、その全部または一部を公表しないことができる。

- (1) 提出された意見またはその概要
- (2) 提出された意見に対する市の考え方
- (3) 提出された意見を踏まえ、政策等の案を修正したときは、その修正の内容
- (4) その他実施機関が必要と判断する事項

#### 11 実施の特例

次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリック・コメントを行わないことができる。

- (1) 審議会等の附属機関などが、パブリック・コメントに準じた手続を経て報告、答申等を行い、その報告、答申等にもとづいて市が政策等を策定する場合
- (2) 法令等により縦覧等の手続が義務付けられている政策等の策定に当たって、パブリック・コメントと同等の効果を有すると認められる意見聴取手続を行う場合

#### 12 実施状況等の情報提供

実施機関は、パブリック・コメントの実施状況等について、市ホームページへの掲載等により、市民等に情報提供するものとする。

#### 13 実施期日

この指針は、平成21年4月1日から実施する。